延岡市子ども・子育て支援制度利用者負担額(保育料) 一覧表

別表) 令和5年4月1日現在

1. 下記2以外の世帯

<u>1. 下記2以外の世帯</u>					
1号認定(満3歳以上)					
延岡市の基準					
利用する子どもの属する世帯の階層区分			保育料 (円/月額)		
階層区分	定義	多子軽減算定 年齢区分	(11//1109/		
Α	生活保護法による 被保護世帯				
B-1	市民税非課税世帯				
B-2	市民税所得割 非課税世帯	市民税所得割額			
C — 1	市民税所得割額が 48,600円未満	が 77. 200円未満			
C-2	市民税所得割額が 48,600円以上 51,300円未満	年齢制限なし			
C – 3	市民税所得割額が 51,300円以上 60,400円未満				
C — 4	市民税所得割額が 60,400円以上 77,200円未満		0		
D — 1	市民税所得割額が 77, 200円以上 97, 000円未満				
D-2	市民税所得割額が 97,000円以上 169,000円未満	市民税所得割額 が 77.200円以上			
D-3	市民税所得割額が 169,000円以上 211,300円未満	- //, 2001 3公工 - 小学校第3学年 - まで			
E	市民税所得割額が 211,300円以上	3. 2			

	2 · 3 号認定(2 号認定:満 3 歳以上 3 号認定:満 3 歳未満)						
	延岡市の基準				(参考)[(参考) 国の基準	
禾	利用する子どもの属する世帯の階層区分		保育料(円/月額) ※上段:標準時間認定 ※下段: 短 時間認定		階層 区分	保育料 (円/月額)	
階層区分	定義	多子軽減算定 年齢区分	3歳児未満	3 歳児 以上	区分	3 歳児未 満	
А	生活保護法による 被保護世帯	1 27 - 72	0		第1	0	
В	市民税非課税世帯	市民税所得割額	0	0	第2	0	
С	市民税所得割額が 48,600円未満	が 57,700円未満 年齢制限なし 市民税所得割額 57,700円以上 中学校就学前 まで	15, 000 14, 700		第3	19, 500 19, 300	
D – 1	市民税所得割額が 48,600円以上 51,300円未満		18, 000 17, 600		第4	30, 000 29, 600	
D-2	市民税所得割額が 51, 300円以上 60, 400円未満		20, 000 19, 600				
D-3	市民税所得割額が 60,400円以上 77,200円未満		23, 000 22, 600				
D-4	市民税所得割額が 77, 200円以上 97, 000円未満		25, 000 24, 500				
D-5	市民税所得割額が 97,000円以上 169,000円未満		30, 000 29, 400		第5	44, 500 43, 900	
D-6	市民税所得割額が 169,000円以上 301,000円未満		40, 000 39, 300		第6	61, 000 60, 100	
D-7	市民税所得割額が 301,000円以上 397,000円未満		45, 000 44, 100		第7	80, 000 78, 800	
D-8	市民税所得割額が 397,000円以上		50, 000 49, 000		第8	104, 000 102, 400	

2.ひとり親家庭の世帯や障がい者のいる世帯等

1号認定(満3歳以上)					
延岡市の基準					
利用する子どもの属する世帯の階層区分			保育料 (円/月額)		
階層区分	定義	多子軽減算定 年齢区分	(1]/月韻/		
Α	生活保護法による 被保護世帯				
B — 1	市民税非課税世帯				
B-2	市民税所得割 非課税世帯	市民税所得割額			
C — 1	市民税所得割額が 48,600円未満	が 77. 200円未満			
C-2	市民税所得割額が 48,600円以上 51,300円未満	年齢制限なし			
C – 3	市民税所得割額が 51,300円以上 60,400円未満				
C — 4	市民税所得割額が 60, 400円以上 77, 200円未満		0		
D — 1	市民税所得割額が 77, 200円以上 97, 000円未満				
D-2	市民税所得割額が 97,000円以上 169,000円未満	市民税所得割額 が 77,200円以上			
D-3	市民税所得割額が 169,000円以上 211,300円未満	- //, 200円以上 - 小学校第3学年 - まで			
Е	市民税所得割額が 211,300円以上	3. 0			

		2号認定:満3歳以上	3 号認定: 清	3歳未		
	延	岡市の基準			(参考)[国の基準
利用する子どもの属する世帯の階層区分			保育料(円/月額) ※上段:標準時間認定 ※下段: 短 時間認定		階層	保育料 (円/月額)
階層区分	定義	多子軽減算定 年齢区分	3歳児未満	3 歳児 以上	区分	3歳児未満
Α	生活保護法による 被保護世帯		0		第1	0
Вο	市民税非課税世帯		0		第2	0
Со	市民税所得割額が 48,600円未満	市民税所得割額 が 77,200円未満 年齢制限なし (第2子以降 無料)			第3	9, 000
D — 1	市民税所得割額が 48,600円以上 51,300円未満		7, 000			
D-2	市民税所得割額が 51,300円以上 60,400円未満	7117	6, 800		第 4	9, 000
D-3	市民税所得割額が 60, 400円以上 77, 200円未満			0	弗 4	
D-4	市民税所得割額が 77, 200円以上 97, 000円未満	市民税所得割額 が 77,200円以上 中学校就学前 まで	25, 000 24, 500			30, 000 29, 600
D-5	市民税所得割額が 97,000円以上 169,000円未満		30, 000 29, 400		第5	44, 500 43, 900
D-6	市民税所得割額が 169,000円以上 301,000円未満		40, 000 39, 300		第6	61, 000 60, 100
D-7	市民税所得割額が 301,000円以上 397,000円未満		45, 000 44, 100		第7	80, 000 78, 800
D-8	市民税所得割額が 397,000円以上		50, 000 49, 000		第8	104, 000 102, 400

~ "子育てしやすい延岡"を目指して、国基準より保育料の負担を軽減しています~

1) 保育料について

① 本市では、**多子軽減^{*}の対象**を国基準より**拡大**し、中学校就学前児童からとしています!

多子軽減[※]とは、施設を利用する子どもについて、同一生計のきょうだいがいる場合、別表の算定年齢区分のとおり、上の子どもから順に数えて、利用する子どもが第2子目の場合は保育料を**半額**、第3子目以降の場合は保育料を**無料**とするものです。

- ※認可外保育施設を利用する子どもについては、国の基準どおり多子軽減の対象外です。
- ② 3号認定の0~2歳児の子どもの保育料については、**保護者の負担軽減を図る**ため、本市独自に保育料 (「延岡市の基準」欄)を定め、国の基準よりも保育料を<u>別表</u>のとおり**減額**しています。
- ③ 1号認定・2号認定の3歳児~5歳児の子どもの保育料については、国の無償化制度により無料になります。

2) 算定方法等について

- ① 2号認定の3歳児~5歳児とは、4月1日時点で3,4,5歳を迎えている子どもをいいます。 3号認定の子どもが、年度途中に3歳の誕生日を迎え、2号認定に切り替わっても、その年度中は3歳 児未満の保育料を適用します。(無償化の対象にはなりません。)
- ② 保育料は、認定子どもの保護者全員(保護者以外に家計の主宰者[※]がいる場合は、保護者及び主宰者[※]) の所得割額の合計を基に算定します。 主宰者[※]…世帯において最多収入のもの
 - 〇算定にあたっては、市民税の住宅借入金等特別控除などの税額控除前(調整控除を除く)額を基準に します。
 - 〇祖父母等と同居であり祖父母等が家計の主宰者[※]と判断される場合、祖父母等も算定対象とします。
- ③ 保育料は、4月分から8月分までは前年度の市民税額をもとに、9月分から翌年3月分までは当年度の市民税額をもとに算定します。また、市民税額やきょうだい区分の変更に伴い、保育料が変更になる場合があります。
- ④ 世帯構成の変更(婚姻、離婚等)に伴い、保育料が変更になる場合がありますので、世帯構成の変更については必ず利用されている施設又は延岡市こども保育課にご連絡ください。
- ⑤ 施設に月途中から入所(園) した場合は、在籍日数に応じて保育料を日割りします。 また、退所は原則、月末になりますが、転出等の理由により施設を退所する場合、保育料を日割りします。
- ⑥ 同一施設内で、保護者の就労状況等の変化により、認定区分が変更となった場合(1号認定⇔2号認定、標準時間認定⇔短時間認定)、その変更となった月の翌月(月初日に変更となった場合はその月)から保育料が変更になります。

3) 副食費について

- 食材料費(主食費・副食費)は実費徴収となります。(公立保育所除く。)
 - ①食材料費は、すべて直接、各施設へお支払いただきます。 副食費は施設によって金額が異なるため、各施設へお問い合わせください。
 - ②副食費については、以下に該当する場合、免除になります。
 - ・1号認定:市民税所得割額が77,200円未満の世帯
 - ・2号認定の3歳児~5歳児:一般世帯は市民税所得割額が57,700円未満の世帯 ひとり親家庭世帯等は市民税所得割額が77,200円未満の世帯

なお、同一生計のきょうだいがいる場合、国の基準どおり【1号】は小学校第3学年まで、 【2号】は小学校就学前までの子どもから数えて第3子目以降の場合は副食費は免除となります。

※認可外保育施設を利用する子どもの副食費については、国の基準どおりとなります。